

会計管理事務の今後について

特別顧問 佐藤主光

特別顧問 上山信一

1. 都庁の事務、手続きにおいて“不適正”とされる事務処理が減少していることは好ましい。しかし、ケアレスミスを誘発するような複雑な手続き自体の簡素化やキャッシュレス化こそが事故防止に向けた王道である。ミスを減らすことに加え、その根元にある手続きそのものを見直し、簡素化すべきである。
2. また、そうした事務処理を管理、チェックする会計管理局と各局、各部署の業務そのもの見直しと合理化も必要である（例えば検査業務自体の費用対効果の向上等）。
3. その上で、最終的には各局・各部署が自ら事故防止の工夫と努力をすることでなるべく自己管理に委ね、会計管理局による関与を最小限としていくことが理想である。
4. しかし、従来の会計管理事務は既存の手続きと業務プロセスを前提とした上で、その実行段階での適正化の徹底を目指すものだった。これに対し、今回の見直しは上記1～3の発想を取り入れたものであり、評価できる。
5. 1～3のような簡素化は行政改革にも大きく寄与する。しかし、一方では会計管理者としての地方自治法上等の制約がある。また、自らの仕事を減らしていくことはどこの局にとっても通常は容易くない。今後は行政改革を進めるという視点に立って、改革の進捗状況を随時公開しつつ、総務局からも助言と評価を受けつつ、改革を進めるべきである。